

下水排除基準マニュアル

小城市下水排除基準

対象物質又は項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者				
		直罰基準		除害施設設置基準		
		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	
政令で定める基準 有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	シアン化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	
	有機燐化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	六価クロム化合物	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	
	ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下		
条例	アンモニア性窒素、亜硫酸性窒素及び硝酸性窒素含有物	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	
	ダイオキシン類	10pg/l 以下	10pg/l 以下	10pg/l 以下	10pg/l 以下	
政令で定める基準 環境項目等	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下	2 以下	
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下	3 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下	2 以下	
	フェノール類	5 以下		5 以下	5 以下	
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 以下		10 以下	10 以下	
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 以下		10 以下	10 以下	
	生物学的酸素要求量（BOD）	600 未満		600 未満		
条例で定める基準	浮遊物質量（SS）	600 未満		600 未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有	鉱油類含油量	5 以下		5 以下	
		動植物油脂類含有量	30 以下		30 以下	
	窒素含有量	240 未満		240 未満	240 未満	
	リン含有量	32 未満		32 未満	32 未満	
	水素イオン濃度（PH）	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満		
	温度	45 度未満		45 度未満		
	沃素消費量	220 未満		220 未満		